

東京青色交通事故傷害保険

(交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険)

■保険期間 平成23年10月1日午後4時～平成24年10月1日午後4時■

この期間内は随時ご加入できます・**加入年齢制限はありません**



[主な補償内容]

自転車・自動車・電車・飛行機などに乗車中の事故
駅改札に入ってから出るまでの間の事故
乗り物にはねられるなどの交通事故
歩行中の落下物によるケガ
建物・乗物の火災によるケガ など

個人型：年間 1,000円 (1口)

家族型：年間 10,000円 (1口)

東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074千代田区九段南4-8-36
TEL：03-3230-8501(代)
FAX：03-3230-8655 番

—加入申込その他のお問い合わせは—

社団法人
江戸川北青色申告会
〒132-0025 江戸川区松江2-23-13
☎ (3656) 0621

※この保険は、東京青色申告会連合会共済会をご契約者とし、その会員を加入者とする交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の団体契約です。

※詳しい補償内容は「お支払いする保険金および費用保険金」のご説明をご覧ください。

このパンフレットは交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の概要をご案内するものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険普通保険約款・特約集は東京青色申告会連合会に交付されています。

個人型

加入者一人一人の補償をしっかりとカバー♪

- 加入した人のみが補償の対象(被保険者)となります
- 年齢に関係なく最大10口まで加入できます
- 複数口加入の場合の保険金額・掛金は、1口あたりの保険金額・掛金×加入口数となります
- 個人型1口(年間掛金1,000円)あたりの保険金額・掛金

死亡・後遺障害※1	入院(日額) 1日目から1事故あたり 180日まで補償	通院(日額) 1日目から1事故あたり 90日まで補償	手術	年間掛金※2
20万円	1,500円	1,000円	所定の手術の種類に応じて 入院保険金日額の 10・20・40倍	1,000円 × 加入口数 (最大10口まで)
☆複数口数加入の場合の保険金額 上記の保険金額(1口あたりの保険金額)×加入口数				

※1 後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の3～100%となります。

※2 年間掛金には保険料と制度運営経費が含まれています(個人型1口あたりの保険料900円・制度運営費100円)。

詳細は東京青色申告会連合会共済会までお問合せください。

● 上記掛金には団体割引30%(被保険者10,000名以上)・損害率による割引2.5%が適用されています。被保険者が10,000名未満となった場合は保険料を変更させていただきます。

● 「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、右面をご覧ください。

● 中途加入の場合の掛金についてはご所属の青色申告会又は代理店までお問合せください。



家族型

家族みんなの補償をしっかりとカバー♪

- 年齢に関係なく最大3口まで加入できます
- 補償の対象(被保険者)は、①申込人、②その配偶者、③申込人または配偶者と生計を共にする同居の親族、④申込人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります
- 家族型1口(年間掛金10,000円)あたりの保険金額・掛金

	申込人①	配偶者②	同居親族等③・④	年間掛金※2
死亡・後遺障害※1	650万円	300万円	200万円	1口加入の場合 10,000円
入院(日額)1日目から 1事故あたり180日まで補償	5,000円	3,000円	2,500円	
通院(日額)1日目から 1事故あたり90日まで補償	3,000円	2,000円	1,500円	
手術	所定の手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍			2口加入の場合 20,000円
個人賠償責任	口数に関係なくそれぞれ1事故あたり最大 5,000万円 ※個人賠償責任のみ口数に関係なく一定の補償となります			3口加入の場合 30,000円
☆複数口数加入の場合の保険金額(個人賠償責任を除く) 上記の保険金額(1口あたりの保険金額)×加入口数				

※1 後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の3～100%となります。

※2 家族型の年間掛金には保険料と制度運営経費が含まれています。

1口:保険料8,490円(制度運営費1,510円) 2口:同16,530円(同3,470円) 3口:同24,570円(同5,430円)

● 上記掛金には団体割引30%(被保険者10,000名以上)・損害率による割引2.5%が適用されています。被保険者が10,000名未満となった場合は保険料を変更させていただきます。

● 「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、右面をご覧ください。

● 中途加入の場合の掛金についてはご所属の青色申告会又は代理店までお問合せください。

加入資格

加入に際し、年齢制限はありません

~~~~~個人型~~~~~

- ①申込人 会員本人
- ②被保険者 会員本人およびその配偶者、
(ご加入できる方) 子、両親、兄弟姉妹および同居の親族

~~~~~家族型~~~~~

- ①申込人 会員本人
 - ②被保険者 被保険者の適用範囲は
中面「家族型」欄をご覧ください
- ※家族型は会員本人が申込みとご家族まで被保険者となる補償です

加入申込

- [必要書類]** ■加入依頼書
他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入依頼書にご記入いただきます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- [掛金の払込方法]** ■現金でお支払いただきます
- [補償開始]** ■平成23年10月 1日(土)午後4時~
- [申込締切]** ■平成23年 9月16日(金)
- [保険期間]** ■平成23年10月 1日(土)午後4時~平成24年10月1日(月)午後4時まで
自動継続ではありませんので、ご継続を希望される場合は毎年お手続きください
- [ご加入後]** ■加入者カードを発行いたしますので大切に保管ください。
■住所等の変更があった場合は速やかにご所属の青色申告会にお申出ください。
-
- [中途加入]** ■加入依頼書と掛金をご用意の上、随時お申込みできます。
掛金についてはご所属の青色申告会又は代理店までお問合わせください。
■補償期間は補償開始~平成24年10月1日(月)午後4時までとなります。
- [中途脱退]** ■中途脱退される場合は速やかにご所属の青色申告会にお申出ください。

保険金の請求について

- 補償開始後に保険金請求事由が生じた場合は、ご所属の青色申告会または東京青色申告会連合会共済会にご連絡をお願いいたします。請求手続きについてご案内いたします。

【東京青色申告会連合会共済会とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からのお知らせ】
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)、保険業法施行規則(第53条の10)に、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

〈取扱代理店〉

株式会社 東京青色

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-36

TEL: 03-3230-8501

FAX: 03-3230-8655

〈引受保険会社〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609